



**[提出書類] (提出する前に改めてご確認ください。)**

- (1) 健康保険 被保険者・家族 療養費・療養付加金支給申請書  
 (2) 添付書類(下記参照)  
 (\* 添付書類は原本が必要となります。)

療養の種類		添付書類	注意事項
① 立替払い	以前の保険証で受診したとき	(1) 診療報酬明細書 (2) 領収書	・診療報酬明細書はお支払いになった(旧)医療保険者から入手してください。(開封厳禁)  ・(旧)医療保険者に支払った領収書 領収者名義が被保険者以外の場合は、領収者氏名と受診者氏名の記載がある、旧保険者からの通知書を添付してください。
② 海外療養費	海外で病気やけがをしたとき	(1) 診療内容明細書 (2) 領収書 (3) 領収明細書 (4) 上記書類の日本語翻訳 (5) 渡航履歴、海外在住が確認できるもの (6) 同意書	・明細書、領収書が外国語で記載されている場合は、翻訳者の住所、氏名のある翻訳文  ・海外渡航者の場合(以下のいずれか) →渡航の事実が確認できる書類(パスポート、ビザ、航空チケット)の写し 海外勤務者または海外在住者の場合 →在住等がわかる書類の写し
③ 生血	輸血を受けたとき	(1) 保険医による輸血証明書 (2) 生血代金領収書	・輸血を必要と認めた医師の証明書(輸血の回数が記されているもの)  ・領収書には、血液代金や移送にかかった運賃等の内訳が記載されているもの
④ 自費	緊急やむを得ず急病のため、保険証なしで受診したとき	(1) <b>傷病名の記載がある診療明細書</b> (2) 領収書	・医療機関より、 <b>診療報酬明細書(病名の記載があるもの)</b> が発行されない場合のみ、別紙(入院または外来明細書)に記入を依頼してください。  ・歯科診療、調剤分は、医療機関から必ず診療報酬明細書を手数してください。
⑤ 搬送費用	移植のために骨髄液、臍帯血等を搬送したとき	(1) 保険医による意見書 (2) 領収書	・移植を必要と認めた医師の意見書が発行されない場合のみ、別紙(搬送に関する医師意見書)に記入を依頼してください。  ・領収書には、搬送にかかった運賃等の内訳が記載されているもの

**※はり、きゅう、あんま、マッサージ、治療用装具は、申請書が異なります。**